

## 河内町新庁舎検討委員会設置要綱

令和4年訓令第35号

(設置)

第1条 河内町新庁舎に関する必要な事項を調査及び審議するため、河内町新庁舎検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、新庁舎に関する必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験者

(3) 町内の公共的団体の代表者等

(4) 町民代表

(5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町長の諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を総括し、副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席で成立する。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。